

秦野市伊勢原市環境衛生組合
秦野斎場指定管理者募集要項

令和 7 年 6 月

秦野市伊勢原市環境衛生組合

秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「当組合」という。）では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例（昭和51年組合条例第4号）第11条に基づき、民間事業者の有するノウハウを活用し、効果的かつ効率的な管理運営を行う目的で、令和3年度から秦野斎場（以下「本施設」という。）に指定管理者制度を導入しています。

令和7年度末をもって現行の指定期間（5年間）が終了するため、本要項に基づき新たな指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称及び所在地

ア 名称 秦野斎場

イ 所在地 神奈川県秦野市曾屋1006番地

(2) 設置目的

本施設は、墓地、埋葬法等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年秦野市条例第8号）に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の見地から火葬業務を遂行するため秦野市長による経営許可を受けて当組合が設置した火葬場です。

(3) 施設規模等

別紙「秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場施設設備概要」のとおり

(4) 休場日

1月1日から同月3日まで及び当組合の組合長が指定する日（現在は、友引に当たる日のみが該当）

(5) 開場時間

午前8時30分から午後5時まで（当組合の組合長が特別の理由があると認める場合は、変更できる。）

3 指定管理者が行う業務

(1) 業務内容

指定管理者は、指定期間中において次の業務（以下「指定管理業務」と

いう。)を行うものとします。

なお、その詳細は、別紙「秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に示します。

ア 火葬及び遺体安置に関する業務

イ 本施設の維持管理に関する業務

ウ その他、本施設の管理運営に必要な業務

(2) 指定管理業務における留意事項

指定管理業務に際しては、次の事項に留意してください。

ア 地方自治法、墓地、埋葬等に関する法律、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例及びその他関係法令等を遵守すること。

イ 利用者の目線に立ち、本施設に最適なサービスを提供するとともに、効率的かつ安定的な管理運営を行うこと。

ウ 省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制に努めること。

エ 施設及び設備等の維持管理においては、日常点検、定期点検、法定点検等を確実に実施し、火葬業務等に支障が出ないように、その機能を維持すること。

オ 業務上で発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年4月1日秦野市条例第9号）の定めを順守し、指定管理者の責任において、適正に処理するとともに、排出抑制、再利用及び再生利用の推進に努めること。

カ 次に該当するときは応急措置を行い、直ちにその状況を当組合に報告して必要な指示を受けること。

(ア) 災害その他の事故により、指定管理業務の遂行が困難になったとき又はその恐れがあるとき。

(イ) 第三者が施設及び設備に損害を与えたとき又は他人に損害を与えたとき。

キ 秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年組合条例第3号）の規定に基づき、個人情報の適正な管理のため必要な処置を行うとともに、秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開条例（平成27年組合条例第1号）の規定に基づき、積極的な情報公開に努めること。

ク 当組合の承認を得た場合を除き、本施設を火葬場本来の目的以外に使

用しないこと。

ケ 指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期又は臨時に報告を求め、実施調査等を行うため、その際は、当組合の指示に従うこと。

(3) 指定管理業務の再委託

当組合の承認を得た場合に限り第三者へ一部を再委託できますが、一括して再委託することはできません。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 指定管理業務に要する経費等

(1) 経費分担

指定管理業務に係る当組合と指定管理者の経費分担等は、仕様書12頁第14項及び18頁別表2に示すとおりとします。

(2) 指定管理者の収入

ア 指定管理料

人件費、事務費、管理費、修繕費等に該当する経費を指定管理料として、当組合から指定管理者へ支払います。

イ 売店運営業務による収入

本施設2階の売店運営により生じる収入です。過去4か年の収入実績を次に示します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
約2,710,000円	約3,570,000円	約5,000,000円	約5,520,000円

ウ 自動販売機の設置による収入

本施設内に設置する自動販売機により生じる収入です。過去4か年の収入実績（自販機2台分）を次に示します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
約100,000円	約150,000円	約170,000円	約140,000円

エ その他自主事業による収入

当組合の承認を得た上で指定管理者が独自に行う事業により生じる収入です。

※ 上記イからエまでの収入を得るため、本施設を使用する場合は、仕様書12頁第12項に示すとおり、その使用面積に応じた行政財産目的外使用料を会計年度ごとに当組合へ支払う必要があります。

(3) 指定管理料の算出

指定管理者が積算した支出合計額から本項第2号イからエまでの収入額を差し引いた金額となります。

(4) 指定管理料の上限額

669,015,000円

(指定期間5年間の合計、消費税及び地方消費税を含む。)

※ この上限額を超える事業計画書(第14項参照)を提出した場合は、審査の対象外とします。

(5) 指定管理料の支払

会計年度ごとに支払うこととし、その支払時期や方法、具体的な金額は、当組合と指定管理者の間で指定期間が始まる前までに締結する「秦野斎場の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)」で定めます。

(6) 指定管理料の変更

指定管理者において指定管理料に過不足が生じても、原則、指定管理料を変更しません。ただし、会計年度ごとに指定管理者が支出した修繕費の税込額累計が年間50万円未満の場合は、次の算定式により当組合へ指定管理料の一部を返還することとします。

【算定式：50万円－会計年度ごとの修繕費＝指定管理料の返還額】

(7) 経費の管理口座

指定管理業務に係る経費は、指定管理者が他の事業で使用するものとは別に専用の口座を開設して管理してください。

6 リスクの分担

リスク管理を有効に行うため、想定されるリスクに対して当組合と指定管理者との間で事前に適切なリスク分担を定めます。その詳細については、仕様書13頁第15項及び19頁別表3に示します。

7 申請資格等

次の各号で定める要件を全て満たす場合のみ申請ができます。

なお、共同事業体として申請する場合は、全ての構成団体が要件を満たしている必要があります。

- (1) 火葬場の管理運営業務に関する知識を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

(2) 火葬及び遺体安置に関する業務を行う団体は、過去5年以内に地方公共団体（地方自治法に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む、以下同じ）が発注した同種業務を元請で履行した実績があること（業務委託の受注者として履行した実績も含む）。

(3) 次のいずれかに該当する団体でないこと。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その処分の日から起算して2年を経過していない団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定により、一般競争入札の参加を制限されている団体

ウ 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）により、一般競争入札の参加停止又は指名停止を受けている団体

エ 国税及び地方税等を滞納している団体

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当する団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て並びに破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている団体

(4) 単独で申請した団体は、共同事業体の構成員として別に申請することはできません。

また、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。

8 指定管理者選定評価委員会の設置

指定管理者候補の選定については、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例に基づき当組合が設置している秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）により審議します。

9 関係資料・様式

本募集に係る次の関係資料・様式は、当組合のホームページからダウンロードしてください。窓口及び郵送での配布は行いません。

- (1) 応募要項（本書）
- (2) 施設設備概要
- (3) 仕様書
- (4) 秦野斎場指定管理者指定申請書（秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場
管理条例施行規則〔昭和 5 1 年組合規則第 1 1 号〕第 8 号様式）
- (5) 事業計画書（様式 1－1）
- (6) 事業計画書（収支計画）（様式 1－2）
- (7) 事業計画書（団体の概要等）（様式 1－3）
- (8) 役員等氏名一覧表（様式 2）
- (9) 誓約書（様式 3）
- (10) 共同事業体構成員届（様式 4－1）
- (11) 秦野斎場の管理運営業務に関する共同事業体協定書（様式 4－2）
- (12) 共同事業体委任状（様式 4－3）
- (13) 秦野斎場現地説明会参加申込書（様式 5）
- (14) 質問書（様式 6）

10 募集日程

No.	項目	期間等
1	公募開始	令和 7 年 6 月 1 6 日（月）から
2	現地説明会参加申込期限	令和 7 年 6 月 2 6 日（木）正午まで
3	現地説明会	令和 7 年 6 月 2 7 日（金）
4	質問受付期間	令和 7 年 6 月 2 7 日（金）から 7 月 3 日（木）午後 5 時まで
5	質問回答期限	令和 7 年 7 月 1 0 日（木）までに回答
6	申請書受付期限	令和 7 年 7 月 3 1 日（木）午後 5 時まで
7	プレゼンテーション	令和 7 年 8 月 4 日（月）
8	選定結果通知	令和 7 年 8 月中旬
9	指定管理者の指定	令和 7 年 1 0 月中旬
10	協定締結	令和 7 年 1 1 月下旬

※日程は当組合の都合により変更する場合があります。

11 現地説明会の開催

(1) 現地説明会

本施設の現状確認や指定管理業務及び申請方法等を説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。天災等の特別な場合を除き、この現地説明会に参加しない団体は、申請することができません。

なお、共同事業体として申請する場合、全ての構成団体が参加する必要があります。

ア 日時・場所

令和7年6月27日（金）午後2時から

秦野斎場（神奈川県秦野市曾屋1006番地）

イ 参加人数

1団体当たり3名まで（※共同事業体の場合は、構成団体当たり3名まで）

ウ 申込先

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課

電子メールアドレス：gyomu@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

電話番号：0463-82-2502

エ 申込方法

令和7年6月26日（木）正午までに「秦野斎場現地説明会参加申込書（様式5）」及び「役員等氏名一覧表（様式2）」を電子メールで提出してください。

なお、電子メールの表題は「秦野斎場現地説明会参加申込」とし、送信後に確認の電話を入れてください。

オ 留意事項

- (ア) 現地説明会では、参加者からの質問を一切受け付けません。不明点、疑問点等がある場合は、第13項に示す質問書により質問してください。
- (イ) 「役員等氏名一覧表（様式2）」に記載された情報は、代表者及び役員に暴力団関係者が存在しないことを照会するため、神奈川県警察本部へ提供します。提出をもって、照会の実施に同意したとみなしますので、御承知おきください。

12 図面等の閲覧

申請に際し、経費の積算等を行う上で、本施設の図面等を閲覧する必要がある場合は、第14項に示す申請期限までに業務主管課に相談してください。ただし、希望する閲覧内容によっては、開示できない場合があります。

13 質問書の提出及び回答

申請方法や指定管理業務等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

なお、現地説明会に参加していない団体からの質問書は受け付けません。

(1) 提出書類

質問書（様式 6）

(2) 提出期間

令和 7 年 6 月 27 日（金）から 7 月 3 日（木）午後 5 時まで

(3) 提出先

第 11 項第 1 号ウに準じる。

(4) 提出方法

電子メールにより提出してください。

なお、電子メールの表題は「秦野斎場指定管理者選定に係る質問書」とし、送信後に業務主管課へ確認の電話を入れてください。

(5) 質問書への回答

令和 7 年 7 月 10 日（木）までに質問者名を伏せて当組合のホームページ上で行います。

なお、この回答は、本募集要項及び仕様書等と一体の効力を有するものとします。

14 申請書類の提出

申請を希望する団体は、次のとおり書類を作成し、正本 1 部及び副本（正本の写し）9 部の計 10 部を提出してください（※本項第 1 号チのみ 1 枚）。

なお、各書類は、第 1 号に記載の順番でファイルに綴じ込み、書類ごとにタックインデックスを付してください。

(1) 申請書類等

ア 秦野斎場指定管理者指定申請書（秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例施行規則〔昭和 51 年規則第 11 号〕第 8 号様式）

イ 事業計画書（様式 1-1）

ウ 事業計画書（収支計画）（様式 1-2）

エ 事業計画書（団体の概要等）（様式 1-3）

オ 役員等氏名一覧表（様式 2）

カ 誓約書（様式 3）

- キ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ク 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- ケ 直近過去3か年分の貸借対照表及び損益計算書（営利法人でない団体の場合は、予算書及び収支決算書）
- コ 申請日を起点に過去6か月以内に発行された法人の登記事項証明書（法人の場合に限る）
- サ 直近年度の法人税の納税証明書（法人の場合に限る）及び消費税の納税証明書
- シ 直近年度の地方税の納税証明書
- ス 団体の就業規則
- セ 共同事業体構成員届（様式4－1）
- ソ 秦野斎場の管理運営業務に関する共同事業体協定書（様式4－2）
- タ 共同事業体委任状（様式4－3）
- チ 上記イからエまでの電子データWord形式又はExcel形式で保存したDVD－R等

※ イ及びウの申請書類には、団体名等の申請者が特定できる情報を一切記載しないでください。

※ 単独の団体で申請する場合、セからタまでの申請書類は不要です。

※ 共同事業体として申請する場合、エからスまでの申請書類は、構成団体ごとに作成又は用意してください。

※ オの申請書類については、第11項に示す現地説明会の参加申込時に提出した内容から変更がない場合であっても、再度提出してください。

(2) 申請期限

令和7年7月31日（木）午後5時まで

(3) 申請先

神奈川県秦野市曾屋4624番地

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課（はだのクリーンセンター3階）

(4) 申請方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時から午後5時までの間、受付）とし、郵送では受け付けません。

なお、受付時に申請書類の確認を行うため、提出日の前日までに日時等を業務主管課へ電話で連絡してください。

(5) 留意事項

ア 申請後における申請書類の修正や差替えは認めません。

また、申請後の返却はせず、必要に応じて当組合が複写します。

イ 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開条例に基づき、当組合が申請書類に係る情報公開請求を受けた場合、公開することで申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開とします。

ウ 申請書類の作成に要する経費は、全て申請者の負担とします。

エ 1 団体（共同事業体）当たりの申請は 1 件とし、複数の申請は認めません。

オ 当組合が必要と認めたときは、追加で資料等の提出を求める場合があります。

カ 申請書類を当組合が確認した結果、記載内容等の不備や、第 7 項に示す参加資格等を満たさないことが判明した場合、選定対象から除外します。

15 選定方法

選定評価委員会において、事業計画書（様式 1－1、1－2、1－3）を別紙「秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場指定管理者選定審査項目」に沿って審査し、最も高い評価点を得た申請者を指定管理者候補に選定します。

なお、この審査に当たり、申請者によるプレゼンテーション（令和 7 年 8 月 4 日（月）実施予定）を実施しますが、その詳細は、別途通知します。

16 選定結果の公表

指定管理者候補の選定結果については、令和 7 年 8 月中旬までに全ての申請者に書面で通知するとともに、指定管理者候補以外の申請者名を伏せて、当組合のホームページ上で公表します。

17 指定管理者の指定手続

(1) 指定の議決

指定管理者候補の選定後、指定管理者として指定するためには、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会（以下「組合議会」という。）における指定の議決を得る必要があります。

(2) 協定書の締結

指定の議決後、当組合と指定管理者の間で協定書を締結します。その主な事項は、次のとおりです。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 指定管理業務に関する事項
- ウ 指定管理業務の報告に関する事項
- エ 管理費用等財務に関する事項
- オ 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項
- カ 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 指定管理業務に係る情報公開に関する事項
- ク 災害・事故等緊急時の対応に関する事項

(3) 指定できない場合の措置

指定手続の過程で次に掲げる事由が生じた場合は、指定管理者候補を指定管理者に指定することができません。この場合であっても、応募及び指定管理業務を開始する準備に要した費用について、当組合は一切補償しません。

- ア 正当な理由がなく協定書の締結に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ 指定管理者候補に選定された後、申請資格を喪失したとき。
- オ 組合議会において指定の議決を得られないとき。

18 申請資格の喪失

本募集要項において別に記載しているもののほか、次の事項に該当した場合は、申請資格を喪失します。

- (1) 申請後に本募集要項に基づく申請資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 申請書類の提出方法、提出先及び提出期限が守られなかった場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されていた場合
- (5) 申請書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (6) 本募集要項に定める以外の方法で、選定評価委員会又は関係職員に本件

- に関する援助を求めるなど、不適切な行為が確認された場合
- (7) 上記各号に該当するほか、選定評価委員会が著しく信義に反すると認めた場合

19 その他留意事項

- (1) 申請後に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出してください。
- (2) 申請者が1者であっても指定管理者候補の選定手続を進めますが、選定評価委員会による審査の結果、別紙「秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場指定管理者選定審査項目」に示す最低基準点を満たさない場合は、選定しません。
- (3) 申請者が指定管理者候補の選定結果について説明を求める場合は、選定結果の通知書が申請者に到達した日の翌日から起算し5日以内に書面（任意様式）を提出してください。ただし、選定結果への異議は認めません。

20 業務主管課・問合せ先

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課 計画・管理班

〒257-0031 神奈川県秦野市曾屋4624番地

電話：0463-82-2502（直通）

FAX：0463-83-5933

電子メールアドレス：gyomu@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

① 審査項目

大項目		小項目		審査の視点	配点
1	指定管理者としての適性	(1)	経営方針	申請団体の経営方針、コンプライアンス、環境配慮等が指定管理者としてふさわしいか。	10
		(2)	財政基盤、財政状況	長期間確実に管理運営を行える安定的な財政基盤を有した財政状況か。	10
		(3)	団体構成、実績等	業務を遂行できる適切な団体構成と役割分担であり、当該施設、類似施設における業務経験や指定管理者としての実績があるか。	15
2	施設の設置目的達成のための取組	(1)	管理運営方針	管理運営方針が施設の設置目的、施設の特性に合致しているか。	10
		(2)	火葬業務の考え方	炉前業務と火葬業務の基本的な考え方が明確であるか。	10
		(3)	火葬炉設備の管理方針	火葬炉設備を適正に維持管理し、かつ、安定的に火葬が可能か。	10
3	市民の平等利用とサービス向上のための取組	(1)	市民の平等利用	適切な利用者への接客・応対、社会的弱者への配慮や、利用者の公平・公正な利用が確保されるか。	10
		(2)	サービス向上に向けた取組	利用者に対して、きめ細やかなサービスが確保されるか。	10
		(3)	利用者ニーズの把握と管理運営への反映方法	利用者のニーズ等を収集し、それを管理運営へ反映する仕組みが示されているか。	5
		(4)	苦情処理、トラブルへの対応と未然防止、再発防止策	苦情処理、トラブルへの適切な対応と未然防止、再発防止に向けた具体的な方策が示されているか。	5
4	適正な管理・運営体制	(1)	職員配置等	指定管理業務に即した職員配置等（人数、専門職、勤務体制、責任体制）であり、法令等に基づく雇用・労働条件等を管理監督する体制であるか。	15
				従事職員の資質向上や人材育成に係る取組は、効率的かつ適正なものであるか。	10
		(2)	施設の維持管理等	施設及び設備の保守点検、備品等の管理、施設清掃、植栽等の維持管理、計画的な修繕等が法令等に基づいた適正な業務計画となっているか。	15
				廃棄物の処理方法と併せて、省エネルギー対策やごみ減量への取組等、環境負荷低減への取組が含まれているか。	5
				業務の一部を外部委託する場合、業務の実施や履行確認等、管理指導の体制が整っているか。	5
		(3)	緊急時の対応等	緊急時・災害時の連絡体制、役割分担等が明確となっており、事態を想定した研修・訓練等の取組が含まれているか。	5
				安全管理、衛生管理、危機管理等の徹底に向けたマニュアルの整備、全職員の対応力の強化や意識啓発に向けた取組が含まれているか。	5
		(4)	その他	管理運営に当たり、関係法令等の遵守、情報公開及び個人情報保護に対する適切な運用方針が示されているか。	5
5	管理・運営経費縮減のための取組	(1)	適正な経理事務等	当該経費の積算や執行に係る考え方が示され、適正な経理処理が見込めるか。	10
				各年度の収支計画は、事業計画書等に基づき積算根拠が明確に示され、無理や漏れ等のない確実な内容になっているか。	10
		(2)	コスト縮減等	民間のノウハウや創意工夫による効率的な管理運営の取組及びコスト縮減に向けた取組が示され、高い実効性が認められるか。	20

② 審査項目の採点基準

各審査項目を選定評価委員会の各委員が次の５段階により評価し、点数化する。
なお、合計点は、各審査項目の点数を合算した値の少数第２位を四捨五入し、少数第１位まで求めて算出する（満点＝委員１名当たり最大２００点×５名＝１,０００点）。

評価	評価内容	評価点の算出方法
A	優れている	審査項目別配点×１．００
B	やや優れている	審査項目別配点×０．７５
C	普通	審査項目別配点×０．５０
D	やや劣っている	審査項目別配点×０．２５
E	劣っている	審査項目別配点×０

③ 審査の最低基準点

指定管理者候補として選定する最低基準点は、選定評価委員会の委員５名の合計点５００点（全ての審査項目が「C」に相当する得点）以上とする。ただし、最低基準点以上であっても審査項目に「E」の評価がある場合は、指定管理者としての適性を選定評価委員会で審議することとし、その結果、適正がないと判断された場合は、選定しない。